

性能向上計画認定(法30条)に係る技術的審査業務 料金表

1.住宅に係る評価料金

①一戸建ての住宅

(消費税別)

	単願審査	併願審査(※1)
料 金	¥30,000	¥10,000

※1: 併願申請は、弊社にて設計住宅性能評価(省エネ等級4の場合のみ)、低炭素認定技術的審査、長期優良住宅認定技術的審査を対象とするが、同一の計算内容等で合理的に審査が出来る場合に限る。

②共同住宅等

(消費税別)

	a.住戸のみ	b.建築物全体
料 金	80,000 + (2,000×戸数)	80,000 + (2,000×戸数) + 100,000

※: 併用住宅で1住戸のみの申請の場合、料金は一戸建ての住宅の料金とする。

※: 戸数が5戸以下の申請の場合、戸数は5戸にて計算する。

※: 併願申請は、別途見積とする。

※: 用途が複数の場合は、別途見積とする。

2.非住宅に係る評価料金

(消費税別)

	①用途 (※下記参照)		②用途 (※下記参照)	
	標準入力法	モデル入力法	標準入力法	モデル入力法
300㎡未満	130,000	70,000	90,000	45,000
300㎡ ~2,000㎡未満	250,000	150,000	180,000 (150,000)	80,000 (60,000)
2,000㎡ ~3,000㎡未満	300,000	180,000	200,000 (180,000)	100,000 (80,000)
3,000㎡ ~4,000㎡未満	350,000	200,000	230,000 (200,000)	130,000 (100,000)
4,000㎡ ~5,000㎡未満	400,000	230,000	250,000 (230,000)	150,000 (120,000)
5,000㎡ ~10,000㎡未満	450,000	250,000	300,000 (250,000)	200,000 (150,000)
10,000㎡~20,000㎡未満	550,000	300,000	350,000 (300,000)	250,000 (180,000)
20,000㎡~	650,000	350,000	450,000 (350,000)	300,000 (200,000)

※①用途: 建築物の用途がホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途の場合

※②用途: 建築物の用途が①に掲げるもの以外の場合。ただし、主要な用途が工場・倉庫等の場合、()内の料金を適用する。

※: 主要室入力法は、主要室入力法を含む

※: 一つの申請範囲に用途分類が複数ある場合、用途ごとに当該面積を算定し、その比率が最も大きくなる用途の料金を適用する。

その他

(消費税別)

手続きの種類	料 金
変更申請	別途見積
再発行手数料	¥3,000

問い合わせ先

性能評価部: 03-6457-5640